

畜産環境整備機構保証保険要領（直接リース）の一部改正

改正後	現 行
<p>第1 [略]</p> <p>第2 用語の定義 この要領で使用する用語は、次に掲げるほか、実施要領及び補完リース要領の定めるところによるものとする。</p> <p>1 通常リース 経営リース、食肉リース又は生乳リースをいう。</p> <p>2 補助リース クラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース、楽酪GOリース、<u>環境対策リース</u>、たい肥調整・保管リース事業、畜産経営生産性向上支援リース事業又はその他機構が実施した補助付きリース事業をいう。</p> <p>第3 保険の内容等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 包括契約の締結及び保険加入申込み (1)・(2) [略] (3) 借受者は、保険の加入契約について、その加入申込みの手続きを機構に委任するものとし、その内容を</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 用語の定義 この要領で使用する用語は、次に掲げるほか、実施要領及び補完リース要領の定めるところによるものとする。</p> <p>1 通常リース <u>環境リース</u>、経営リース、食肉リース又は生乳リースをいう。</p> <p>2 補助リース クラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース、楽酪GOリース、たい肥調整・保管リース事業、畜産経営生産性向上支援リース事業又はその他機構が実施した補助付きリース事業をいう。</p> <p>第3 保険の内容等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 包括契約の締結及び保険加入申込み (1)・(2) [略] (3) 借受者は、保険の加入契約について、その加入申込みの手続き <u>並びに環境リースにおける保証保険料相</u></p>

誓約事項とする実施要領別紙様式の1の1又は別紙様式の1の2の貸付申請書を受託団体を經由して機構に提出するものとする。

(4)・(5) [略]

3 保証額

保険の保証額は、借受者の債務不履行等により第4の3による保険事故につながる事態となった時点（貸付契約の解約時）において計算される当該借受者の債務の額とする。

保険の保証額には、補助リースのうちクラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース、楽酪GOリース及び環境対策リース以外のものにあつては、4の(3)のアの(イ)のa及びイの(イ)のaの貸付期間経過相当額を控除した補助金並びに補助金に係る消費税相当額を含むものとし、クラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース、楽酪GOリース及び環境対策リースについては、これを含まないものとする。

ただし、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）を併用する経営リースであつて令和5年4月1日以降に貸付契約を締結するものにあつては、

当額に対する補助金の受領、保険会社への支払い及びそれらに関する全ての手続きを機構に委任するものとし、その内容を誓約事項とする実施要領別紙様式の1の1又は別紙様式の1の2の貸付申請書を受託団体を經由して機構に提出するものとする。

(4)・(5) [略]

3 保証額

保険の保証額は、借受者の債務不履行等により第4の3による保険事故につながる事態となった時点（貸付契約の解約時）において計算される当該借受者の債務の額とする。

保険の保証額には、補助リースのうちクラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース及び楽酪GOリース以外のものにあつては、4の(3)のアの(ウ)のa及びイの(ウ)のaの貸付期間経過相当額を控除した補助金並びに補助金に係る消費税相当額を含むものとし、クラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース及び楽酪GOリースについては、これを含まないものとする。

ただし、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）を併用する経営リースであつて令和5年4月1日以降に貸付契約を締結するものにあつては、貸付契約締結後に当該機械導入事業の事業実施主体（以下

貸付契約締結後に当該機械導入事業の事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）から補助金が交付されなかった場合の補助金相当額及び同補助金相当額に係る消費税相当額又は事業実施主体から補助金の返還を求められた場合の補助金相当額及び同補助金相当額に係る消費税相当額を含むものとする。

4 保険料の納入方法、料率及び納入額等

(1)・(2) [略]

(3) 保険料の納入額の計算方法及び納入期限は、次に掲げるとおりとする。

なお、消費税相当額の消費税には、地方消費税を含むものとする。また、算定した納入額について、10円未満の端数が生じた場合には、10円未満を四捨五入して得た額とする。(以下同じ。)

ア 年1回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

(ア) 通常リース（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）を併用する経営リースであって令和5年4月1日以降に貸付契約を締結するものを除く。）並びに補助リースのうちクラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース、楽酪GOリース及び環境対策リース

a～d [略]

「事業実施主体」という。)から補助金が交付されなかった場合の補助金相当額及び同補助金相当額に係る消費税相当額又は事業実施主体から補助金の返還を求められた場合の補助金相当額及び同補助金相当額に係る消費税相当額を含むものとする。

4 保険料の納入方法、料率及び納入額等

(1)・(2) [略]

(3) 保険料の納入額の計算方法及び納入期限は、次に掲げるとおりとする。

なお、消費税相当額の消費税には、地方消費税を含むものとする。また、算定した納入額について、10円未満の端数が生じた場合には、10円未満を四捨五入して得た額とする。(以下同じ。)

ア 年1回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

(ア) 通常リースのうち環境リース以外のもの（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）を併用する経営リースであって令和5年4月1日以降に貸付契約を締結するものを除く。）並びに補助リースのうちクラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース及び楽酪GOリース

a～d [略]

[削る]

(イ) 通常リースのうち畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）を併用する経営リースであって令和5年4月1日以降に貸付契約を締結するもの並びに補助リースのうちクラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース、楽酪GOリース及び環境対策リース以外のもの

a～b [略]

イ 年4回払いにより貸付料・保険料を納入する場合
(ア) 通常リース（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）を併用する経営リースであって令和5年4月1日以降に貸付契約を締結するものを除く。）並びに補助リースのうちクラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース、楽酪GOリース及び環境対策リース

a～c [略]

(イ) 通常リースのうち環境リース

実施要領第6の1のなお書きにより、保険料については、原則、機構が振興機構の補助金交付を受け、借受者に代わって支払うものとする。

ただし、同要領第6の1のただし書きによる保険料を借受者が負担する場合及び第6の3の(2)に該当する場合の納入額の算定方法及び納入期限については、(ア)に準じるものとする。

(ウ) 通常リースのうち畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）を併用する経営リースであって令和5年4月1日以降に貸付契約を締結するもの並びに補助リースのうちクラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース及び楽酪GOリース以外のもの

a～b [略]

イ 年4回払いにより貸付料・保険料を納入する場合
(ア) 通常リースのうち環境リース以外のもの（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）を併用する経営リースであって令和5年4月1日以降に貸付契約を締結するものを除く。）並びに補助リースのうちクラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース及び楽酪GOリース

a～c [略]

[削る]

(イ) 通常リースのうち畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）を併用する経営リースであって令和5年4月1日以降に貸付契約を締結するもの並びに補助リースのうちクラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース、楽酪GOリース及び環境対策リース以外のもの

a～b [略]

5～9 [略]

第4～第6 [略]

第7 貸付施設等の引渡し

機構は、保険金の受領をもって、借受者が実施要領又は補完リース要領の規定に基づき精算額で買い取ったものとみなし、借受者に当該貸付施設等の所有権が移転され

(イ) 通常リースのうち環境リース

実施要領第6の1のなお書きにより、保険料については、原則、機構が振興機構の補助金交付を受け、借受者に代わって支払うものとする。

ただし、同要領第6の1のただし書きによる保険料を借受者が負担する場合及び第6の3の(2)に該当する場合の納入額の算定方法及び納入期限については、(ア)に準じるものとする。

(ウ) 通常リースのうち畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）を併用する経営リースであって令和5年4月1日以降に貸付契約を締結するもの並びに補助リースのうちクラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース及び楽酪GOリース以外のもの

a～b [略]

5～9 [略]

第4～第6 [略]

第7 貸付施設等の引渡し

機構は、保険金の受領をもって、借受者が実施要領又は補完リース要領の規定に基づき精算額で買い取ったものとみなし、借受者に当該貸付施設等の所有権が引き渡され

たものとする。

第8 受託団体等への通知

1・2 [略]

3 実施要領に基づき貸付契約を解約のうえ精算額により買取請求をする場合の受託団体から借受者に対する通知及び2の借受者に対する通知は、第4の1の(2)の通知と同様、配達証明付き内容証明郵便によるものとする。

第9 [略]

附 則

- 1 この要領は、平成17年8月30日から施行する。
- 2 平成17年4月1日以降に加入した保証保険の取扱いについては、この要領により取扱ったものとみなす。
- 3 この要領の制定に伴い、畜産環境整備機構リース事業保証保険制度実施要領（平成11年7月21日制定。以下「旧要領」という。）は廃止するものとする。

たものとする。

第8 受託団体等への通知

1・2 [略]

3 実施要領により貸付契約の解約・精算額買取請求をする場合の受託団体から借受者に対する通知及び2の借受者に対する通知は、第4の1の(2)の通知と同様、配達証明付き内容証明郵便によるものとする。

第9 [略]

附 則

- 1 この要領は、平成17年8月30日から施行する。
- 2 平成17年4月1日以降に加入した保証保険の取扱いについては、この要領により取扱ったものとみなす。
- 3 この要領の制定に伴い、畜産環境整備機構リース事業保証保険制度実施要領（平成11年7月21日制定。以下「旧要領」という。）は廃止するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年3月30日から実施する。
- 2 改正前の畜産環境整備機構リース事業保証保険制度要領（直接リース）の規定により締結した包括契約及び保険契約並びに保険契約の委任、保険料の支払い、保険金の支払請求その他の行為は、この要領に基づくものとみなす。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年10月17日から施行する。
- 2 この要領の施行前に補完リース要領に基づき締結した調査リース及びクラスターリースに係る保険契約及び保険契約の委任、保険料の支払い、保険金の支払請求その他の取扱いは、この要領に基づくものとみなす。

附 則

この要領は、平成30年8月22日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年3月30日から実施する。
- 2 改正前の畜産環境整備機構リース事業保証保険制度要領（直接リース）の規定により締結した包括契約及び保険契約並びに保険契約の委任、保険料の支払い、保険金の支払請求その他の行為は、この要領に基づくものとみなす。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年10月17日から施行する。
- 2 この要領の施行前に補完リース要領に基づき締結した調査リース及びクラスターリースに係る保険契約及び保険契約の委任、保険料の支払い、保険金の支払請求その他の取扱いは、この要領に基づくものとみなす。

附 則

この要領は、平成30年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行し、改正前の畜産環境整備機構保証保険要領（直接リース）（以下「旧要領」という。）に規定する調査リース及び環境・衛生リースに関する改正部分については、令和元年10月4日から適用する。
- 2 旧要領の規定により締結した保険契約並びに保険契約の委任、保険料の支払い、保険金の支払請求その他の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領の改正は、令和2年11月13日から施行する。ただし、別紙様式については令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領の改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行し、改正前の畜産環境整備機構保証保険要領（直接リース）（以下「旧要領」という。）に規定する調査リース及び環境・衛生リースに関する改正部分については、令和元年10月4日から適用する。
- 2 旧要領の規定により締結した保険契約並びに保険契約の委任、保険料の支払い、保険金の支払請求その他の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領の改正は、令和2年11月13日から施行する。ただし、別紙様式については令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領の改正は、令和5年4月1日から施行する。

- | | |
|--|--|
| <p><u>1 この要領の改正は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正前の要領に規定する環境リースの保険に関する業務の取扱いについては、なお従前の例による。</u></p> | |
|--|--|